

～アパート等の所有者や管理会社の皆様～

平成30年4月から連合専用サービスを開始します。

※ご希望の場合は、適用届を提出下さい。

## 連合専用サービスについて

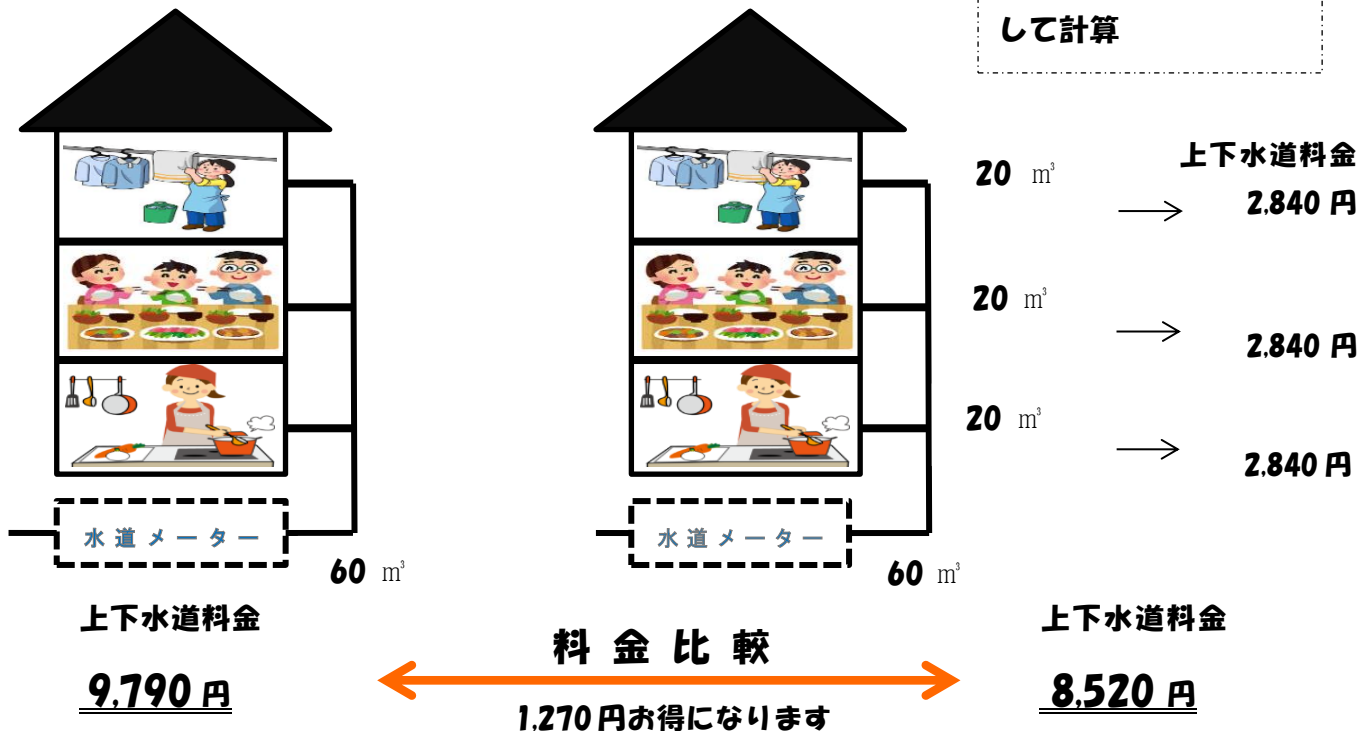
- 嘉手納町では、1個の水道メーターを二戸以上の住宅で使用している所有者からの申請により、「連合専用」に変更することができます。
- 水道料金は、使用水量が多くなればなるほど、単価が高くなるように設定されています。
- 連合専用は、各戸が均等に使用したものととして料金を計算するため、使用料金によっては、全体を1戸として計算する場合に比べ、料金が安くなります。

例：戸数3、使用水量60 m<sup>3</sup>の場合

連合専用適用前

連合専用適用後

各戸20 m<sup>3</sup>使用したとして計算



## 連合専用の適用条件

- 各戸（室）が明確に区別され、それぞれに水道の蛇口がある。
- 各戸（室）の使用者が異なっている。
- 各戸（室）の区画にそれぞれ台所、トイレ等が設置されている。
- 入居、空き部屋等関係なく、全体の戸数です。
- 下水道使用料もこの申請で同様の適用となります。

※ 連合専用で水量が少ない場合はかえって料金が高くなる場合がありますので、転居等に伴い使用水量に増減があった場合には、お早めに変更・廃止の届けを行ってください。

お問い合わせ：嘉手納町役場

上下水道課 水道業務係

9 5 6 - 1 1 1 1 (内線 1 7 3)

9 5 6 - 4 4 3 9 (直通)